奈 総 財 第166号 平成18年10月 4日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様

同 中嶋 肇様

同 幾 田 邦 夫 様

同 米澤 保様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成18年3月27日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成17年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について

1. 赤字事業の事業資金を有利子負債で調達するのは、不健全 【監査結果の要旨】

下水道事業は赤字事業であるにもかかわらず、事業資金を有利子負債で調達するのは、不健全である。

【措置の内容】

一般会計からの繰出金を削減するため、下水道使用料の見直し等を検討している。

2. 広報においても、決算概要(決算の要領)を開示(公表)すべき 【監査結果の要旨】

決算概要(決算の要領)を住民にわかりやすく開示(公表)するため、 広報においても、開示すべきである。

【措置の内容】

平成18年のしみんだより1月号で、平成16年度の決算状況を掲載した。また、平成17年度決算の認定後速やかに決算状況を公表するため、しみんだより11月号で決算状況を掲載します。